

## 令和8年度 名張市空き家情報誌協働発行业務に係る企画提案 仕様書

### 1 媒体について

発行部数	各年1,000部 及び 名張市公式ホームページ等（※）を通じたデジタル配信 ※名張市公式SNSを含む。
発行時期	令和8年7月、令和9年7月、令和10年7月の計3回発行（予定） 詳細は、空き家情報冊子協働発行业務者（以下、「事業者」という。）の決定後に協議する。
配布対象	空き家の所有者、空き家に関心がある者など
規格等	サイズ：A4版（市指定の情報を4ページ程度掲載すること） 製本：中綴じ 主な内容：空き家に関する市の制度及び窓口、その他税制等ほか 刷り色：カラー
配布期間	令和8年7月から令和11年3月31日まで ※印刷分がなくなり次第配布終了
配布場所	名張市役所、市民センター等
費用	編集、発行等に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。
作成時期	毎年度4月～6月
協定期間	協定締結日から令和11年3月31日まで
掲載内容	市民を空き家の予防や適正管理、利活用に導く内容及び国・県・市の諸制度等（税制や空き家バンク、市独自の取組み等）を掲載すること。

### 2 冊子の編集及び構成について

冊子作成に関わる一切の業務（企画・編集・印刷及び製本等）については、事業者が行うが、企画・編集等については市と協議し、承諾を得なければならない。

### 3 広告の掲載について

- (1) 広告の掲載内容については、市の承諾を得ること。市が冊子掲載に適さないと判断した場合は全部または一部を変更する。
- (2) 掲載内容については、名張市有料広告事業実施要綱を遵守すること。  
ただし、名張市有料広告事業実施要綱に掲載のない業種についての記載内容は別途協議の上記載すること
- (3) 名張市有料広告事業実施要綱第2条に該当する広告は掲載できない。

### 4 冊子作成等を通じた名張市に対する空き家をはじめとする課題解決に資する有益な事業提案について

事業者は、冊子作成や協定期間内において、名張市に対する空き家をはじめとする課題解決に資する有益な事業を提案すること。

また、提案内容については、協定締結時に当該協定書類に添付及び遵守することとし、協定期間中、提案内容の実現に向けた協議及び取組を図ることとする。

ただし、当該事業を展開する上で、関係法令を遵守すること。

### 5 その他

- (1) 市は、事業者へエクセルデータ、PDF データ及び手書き原稿等により情報提供を行う。
- (2) 冊子作成にあたり、環境への配慮があればそのことがわかる資料を添付すること。

名張市 都市整備部 住宅室  
〒518-0492  
名張市鴻之台1番町1番地  
TEL：0595-63-7740  
FAX：0595-63-4677  
E-mail: jutaku@city.nabari.lg.jp